

この制度を利用される皆様へ

日本司法支援センター(法テラス)

1 あなたが法律に関する困りごとを抱えていた場合、福祉機関の方から法テラスにご連絡をいただければ、ご自宅・入院先・今お住まいの施設・ご自宅近くの地域包括支援センターなどまで、弁護士・司法書士がご相談を受けにうかがいます。

2 あなたの収入が少なく、現金・預貯金も少ない場合には、無料で相談できます。

あなたに一定以上の収入があったり、あなたが一定額以上の現金や預貯金を持っていたりする場合には、相談料5,400円を支払っていただきます。

3 ご相談の内容が、相談を受けた弁護士・司法書士、法テラス職員、相談に同席した福祉機関の方以外に伝わることは一切ありません。

《説明文書の受領の確認》 ※下記のチェックボックスにチェックをお願いします。

私は、この制度を説明する書類（「この制度を利用される皆様へ（制度説明）」）を受け取りました。

《個人情報利用にかかる同意》

フリガナ		年齢	性別
氏名			
住所 (居所)	(〒 -)		
	連絡が取れる電話番号 ()		
この制度を利用するため、ここに書かれている 私の名前や連絡先などを法テラスに伝えても らって構いません。		平成	年 月 日
		お名前 _____	